

次期生物多様性国家戦略研究会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 生物多様性基本法第 11 条に基づき策定された現行の生物多様性国家戦略である「生物多様性国家戦略 2012-2020」の後継となる次期生物多様性国家戦略の策定に向け、中央環境審議会での審議の際に必要な課題の抽出及び対応の方向性の検討等を行うため、次期生物多様性国家戦略研究会（以下、「研究会」という。）を設置する。

（任務）

第 2 条 研究会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）次期生物多様性国家戦略の策定に向けた課題の抽出及び対応の方向性
- （2）生物多様性条約の戦略計画 2011-2020（愛知目標）に代わる次期戦略計画（ポスト 2020 生物多様性枠組）の策定に関連する事項
- （3）その他次期生物多様性国家戦略策定に向けて必要な事項

（構成等）

第 3 条 研究会は、環境省から依頼された有識者を委員とする。

（運営）

第 4 条 研究会は、環境省が招集する。

- 2 研究会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、研究会の事務を掌理する。
- 4 座長は、自らが研究会に出席できない場合、自らの代理人として、座長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 研究会は原則として公開とする。
- 6 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者に対し、研究会への出席を求めることができる。

（事務局）

第 5 条 研究会の事務局は、環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室が務める。

（その他）

第 6 条 上記の定めのない事項で、研究会の運営に必要なものについては、座長が研究会に諮って定める。

（附則）

この要綱は、令和 2 年 1 月 日から施行する。

次期生物多様性国家戦略研究会委員

(敬称略・五十音順)

氏名	所属機関・役職
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 准教授
香坂 玲	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
中静 透	総合地球環境学研究所 特任教授
橋本 禅	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
原口 真	MS&AD インターリスク総研(株)産学官公民金連携・特命共創プロデューサー
廣井 良典	京都大学こころの未来研究センター 教授
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
藤倉 克則	海洋研究開発機構 上席研究員
三橋 弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 講師
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院 准教授
山野 博哉	国立環境研究所生物・生態系環境研究センター長
吉田 丈人	総合地球環境学研究所 准教授、東京大学大学院総合文化研究科 准教授